

行政視察報告書

| | | |
|-------------------|----------|-------------------------------|
| 議会運営委員会行政視察 | | 平成30年8月28日（火）～29日（水） |
| 視察先 及び 調査事項 | 北海道札幌市議会 | 1 議員提案の政策条例について（取組状況と課題） |
| | | 2 議員海外視察の実施について |
| | | ア 実施方法（実施要綱の制定とその課題） |
| | | イ 視察結果の施策への反映方法、結果報告の方法と課題 |
| | | 3 議会施設について |
| | | ア 円滑な議事運営のための機能等（議会施設の視察を含めて） |
| | | イ 議会施設に関する現状の課題と今後の対応 |

1. 議員提案の政策条例について

札幌市議会からは、議員提案条例制定に至るまでの取り組みを中心にご説明いただいた。議員による提案の場合（委員会提案を除く）、議員定数の12分の1以上の賛成者がいれば条例案の提出が可能となり、さらに欠員の有無は問われない¹。松本市議会の場合は3人以上の賛成者がいれば提出が可能となる。札幌市議会では、いくつかの会派の中で様々な分野のプロジェクトチームが設置され、条例化の見通しが立ったものについては、数回～十数回の勉強会を開催して全議員との情報共有に努め、全会一致となるまで水面下含めて交渉を続けていくとのことであった。札幌市は、札幌市民憲章²が物語るように、厳しい大地を切り拓いた先人たちの苦労を知るが故か、規律に厳しい市民性も持ち合わせているようであり、議員提案条例の第一号として成立した「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例³」では、ポイ捨てや散歩中のフンの放置等に対して罰則規定が設けられている。この条例提案に際しては、反対する会派もあったようだが、当時強行採決されたとのことであった。その後、この時の教訓を生かし、全会一致が原則となった。協議を始める側、持ちかけられる側の双方に対話の姿勢が求められるようになったことは、言論の府である議会として素晴らしい決断であると評価できる。一方で、中には議会改革と信じているうちに条例制定が目的となってしまう、全会一致とするために、総論賛成各論反対のまま、結果として理念的・観念的な条例になってしまうことへの懸念もある。条例とは地方の「法律」であり、条例制定は地域内ルールを増やすことである。松本市議会では議員提案を行う場合には、市民の権利や財産がより守られるようになるための条例制定となるよう、こうした本質的な部分を踏まえながら進めていかなければならないと感じた。

¹ 松本英昭「逐条 地方自治法第9次改訂版」学陽書房、2017年

² 札幌市「市民憲章全文」<http://www.city.sapporo.jp/shimin/kensho/kensho/index.html>

³ 札幌市「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例概要」

http://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/poisute_gaiyou.html

2. 海外視察の実施について

松本市議会で現在議論されている海外視察には2種類ある。一つは、公費負担によつての渡航、もう一つは政務活動費を使つての渡航である。公費負担での渡航は実施の方向で調整が進められているが、政務活動費による渡航は会派によつて賛否が分かれたまま、結論が先送りされている。政務活動費は、地方自治法第100条（第14項から第16項）及び各自治体議会における政務活動費の交付に関する条例に基づき、議会議員が行う調査研究や広報広聴等、市政に関する調査活動基盤の充実を図るため、必要な経費の一部として議会内の会派に交付される⁴。今回は、公費負担の場合における規定について視察を行った。札幌市議会の交付上限は職員の旅費規程に基づく80万で、複数会派からなる視察団が構成される。渡航実績は姉妹都市や友好都市の訪問とのことであつた。これに対し、松本市議会の場合は、慣例で議長が議会代表者となり、経費は担当部局の予算に属している。札幌市は人口190万人、歳入総額9,200億⁵の政令市であり、松本市のおよそ10倍にあたる。単純に財政規模で換算すると、視察経費の一部として8万円を上限に交付することになる。一方、政務活動費は、議員が持つ権利の一つとして会派支給されていることから、札幌市議会では議会として海外視察への規制は設けず、各会派の責任に任されているとのことであつた。松本市議会においても、今後議員の権利と法令根拠をもとにした建設的な議論が展開されていくことを望む。

公費負担による視察後の施策への反映方法や報告等については、札幌市議会では実施要綱の中に努力義務が課されているが、特に検証などは行われていないようであつた。松本市議会でも、今後公費負担による海外視察を認める場合は、何らかの形で報告を義務化する必要があるだろう。また、公費負担と政務活動費の住み分けを明確にし、視察後の報告のあり方も分けて考えた方がよいだろうと感じた。

3. 議会施設について

松本市では、2025年共用開始予定の新庁舎建設事業を進めている最中であり、市議会からは議会の権能を發揮できる施設整備を要望している。現在の庁舎が建設された数十年前と現代との大きな違いは、環境対策、空間活用、ユニバーサルデザイン、ICT技術などが注目されている点であろう。札幌市議会では、全員協議会用の会議室にカメラと移動可能なワイヤレスマイクが設置され、職員が画面を操作して発言者が自動的にカメラに収まるようになっていた。他議会では議場にプレゼン用のモニターを設置したり、OHPを使用できるような環境を整備しているところもある。今後、協議が具体化されていくにつれ、機能的な設備を整理していくことになるが、未来を見据えた議会のあり方がイメージされることによって、それに必要な

⁴ 松本市ならびに札幌市に記載されている政務活動費に関する説明文を参照

⁵ 札幌市「平成28年度決算状況」<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kohyo/zaimu/card/documents/28kessancard.pdf>

機能が新たに検討されることは十分考えられることから、まずは情報収集に努め、見識をさらに高めていくことが求められるだろう。これと共に、現在の議会施設において、すでに不便だと感じる点を整理しておくことも現時点での合理的な進め方ではないかと考える。

平成30年8月31日

松本市議会議長 上 條 俊 道 様

委 員 小 林 あ や